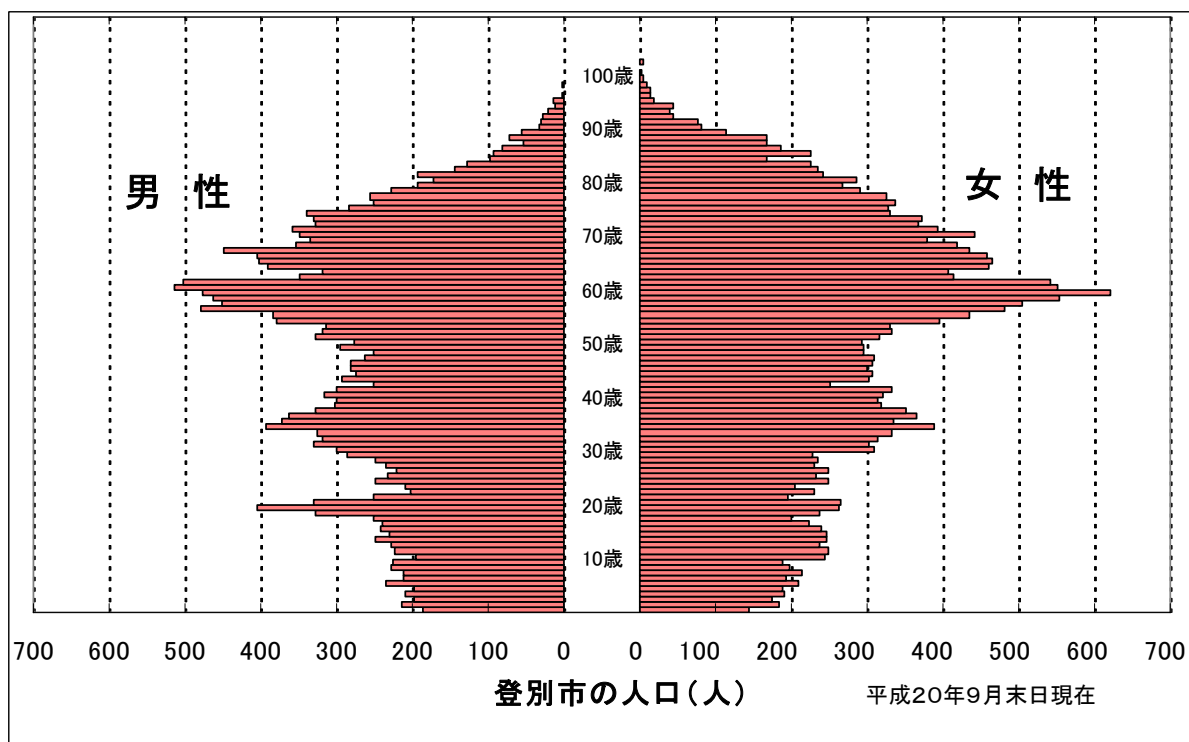


第12章 資料

登別市の人口構成（平成20年9月末日現在）
【人口ピラミッド】



【年代別集計】

(単位：人)

年代(歳)	男性	女性	計	年代(歳)	男性	女性	計
0～4	1,007	882	1,889	65～69	1,944	2,158	4,102
5～9	1,114	1,003	2,117	70～74	1,704	1,905	3,609
10～14	1,127	1,222	2,349	75～79	1,214	1,548	2,762
15～19	1,467	1,164	2,631	80～84	734	1,157	1,891
20～24	1,243	1,145	2,388	85～89	357	861	1,218
25～29	1,223	1,174	2,397	90～94	123	285	408
30～34	1,668	1,646	3,314	95～99	20	60	80
35～39	1,665	1,685	3,350	100～104	1	9	10
40～44	1,435	1,512	2,947	105以上	0	0	0
45～49	1,372	1,508	2,880	小計	6,097	7,983	14,080
50～54	1,617	1,667	3,284	合計	25,364	27,562	52,926
55～59	2,255	2,597	4,852				
60～64	2,074	2,374	4,448				
小計	19,267	19,579	38,846				

登別市高齢者保健福祉計画検討会議設置要領

(設置)

第1条 登別市高齢者保健福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、登別市高齢者保健福祉計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は計画策定に関し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議の委員は10名以内をもって組織する。

2 検討会議の委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を置くこととする。

委員長及び副委員長については、介護保険運営協議会の会長及び副会長が務めることとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長不在のとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務を処理するため、事務局を社会福祉グループに置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から実施する。

「登別市高齢者保健福祉計画検討会議」委員名簿

委員長 開田 博之 副委員長 江端 憲一 (敬称略)

所属団体名等	委員氏名
室蘭市医師会 登別医師協議会	開田 博之
室蘭歯科医師会 登別地区運営協議会	江端 憲一
北海道薬剤師会室蘭支部 登別市学校薬剤師会	丸山 博子
登別市社会福祉協議会	小杉 博暉
医療法人三樹園会 登別中央病院	築田 浩一
北日本ビルサービス株式会社	中野 公仁
有限会社やまひろ	山本 宏子
登別市老人クラブ連合会	水無瀬 坦
登別市連合町内会	松山 惇
旧登別市婦人団体連絡協議会	大平 定子

登別市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日 規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、登別市介護保険条例(平成12年条例第6号。以下「条例」という。)第17条の規定により、登別市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第16条第2項の規定による委員の選出区分は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者 3名以内
- (2) サービス提供事業者 3名以内
- (3) 保健・福祉・医療関係者 4名以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 本市が行う介護保険に関する被保険者等の苦情を公正かつ迅速に処理するため協議会に苦情処理専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(組織及び会議)

第6条 専門部会の委員の定数は3名とする。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名する。ただし、苦情の内容が専門部会の委員と利害関係があると認められる場合は、会長は当該委員にかえて別の委員を指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員の互選により決める。
- 4 専門部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 専門部会は、専門部会の委員の半数以上が出席しなければ専門部会の会議を開くことができない。
- 6 部会長は、専門部会の会議の議長となる。

(所掌事項)

第7条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 苦情の申立事項を審査すること。
- (2) 前号の審査に基づき必要があると認める場合は、是正又は改善の措置を講ずるよう、市長に申入れをすること。

(責務)

第8条 専門部会は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

第12章 資料

2 専門部会は、その職務の遂行に当たっては、市と連携を図るとともに、権利利益の救済等諸制度の趣旨を損なうことがないように配慮しなければならない。

3 専門部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情等の申立人)

第9条 専門部会に対し、苦情を申し立てることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市が行う介護保険の被保険者(以下「対象者」という。)

(2) 対象者の配偶者又は三親等以内の親族

(3) 対象者と同居している者

(4) 前3号によりがたい場合は、本人から委任を受けた者

(申立の手続)

第10条 苦情の申立てを行う者(以下「申立人」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した苦情申立書(別記様式第1号)を、専門部会に提出する。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てをすることができる。

(1) 氏名及び住所

(2) 申立てをしようとする苦情等の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項

(苦情申立ての対象事項)

第11条 専門部会に対する苦情申立ての対象事項については、次の各号のとおりとする。

(1) 要介護認定に関する事項

(2) 介護保険料の賦課徴収に関する事項

(3) 介護サービスに関する事項(介護保険給付対象外サービスに関する事項を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、介護保険に関する事項

(審査等)

第12条 専門部会は、申立人から第10条の苦情申立書の提出があったときは、速やかに審査をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査をすることができない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 専門部会の委員の行為に関する事項

(4) 申立人の自己の利害にかかわらない事項

(5) 虚偽その他正当な理由がない事項

(6) 前各号に掲げる事項のほか、審査することが適当でない認められる事項

(調査)

第13条 専門部会は、苦情の審査のため必要があると認めるときは、市に説

明を求め、その保有する関係書類を閲覧し、又はその提出を求めることができる。

- 2 専門部会は、苦情の審査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に質問し、事情を聴取することについて協力を求めることができる。

(審査に係る通知)

第14条 専門部会は、審査の開始及び結果等に関し、申立人及び市長に次の各号により通知するものとする。

- (1) 苦情を審査する場合は、苦情審査開始通知書(別記様式第2号)により申立人及び市長に対し通知するものとする。
- (2) 苦情を審査しない場合は、理由を付して苦情不審査通知書(別記様式第3号)により申立人に通知するものとする。ただし、この通知をする前に申立人から申立てを取り下げる旨の申し出があった場合は、この通知は行わないものとする。
- (3) 苦情の審査を中止又は打ち切った場合は、理由を付して苦情審査(中止・打ち切り)通知書(別記様式第4号)により申立人及び市長に通知するものとする。
- (4) 苦情の審査結果について、苦情審査結果通知書(別記様式第5号)により申立人及び市長に通知するものとする。
- (5) 前各号の通知については、苦情の申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。ただし、この期間に通知ができない理由があるときは、苦情審査状況報告書(別記様式第6号)により申立人及び市長に通知するものとする。

(是正等の申入れ及び報告)

第15条 専門部会は、審査結果等に基づき、是正又は改善の措置を講ずる必要があると認めるときは、市長に対し是正等申し入れ書(別記様式第7号。以下「申し入れ書」という。)により報告を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の申し入れ書を受理した日の翌日から起算して60日以内には正等の措置について、是正等結果報告書(別記様式第8号)により専門部会に報告するものとする。

- 3 専門部会は、第1項による報告を求めたとき、又は前項による報告を受けた場合は、その旨を申立人に速やかに通知しなければならない。

(活動状況の報告等)

第16条 専門部会は、その結果を協議会に報告するものとする。

- 2 専門部会は、毎年度ごとに、その活動状況に関する報告を取りまとめ、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第17条 協議会及び専門部会の庶務は、保健福祉部高齢・介護グループにおいて処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

第12章 資料

- 附 則（平成13年規則第13号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則（平成14年規則第16号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則（平成15年規則第16号）
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年規則第14号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成19年規則第17号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

「登別市介護保険運営協議会」委員名簿

会長 開田 博之 副会長 江端 憲一 （敬称略）

所 属 団 体 名 等	委 員 氏 名
室蘭市医師会 登別医師協議会	開 田 博 之
室蘭歯科医師会 登別地区運営協議会	江 端 憲 一
北海道薬剤師会室蘭支部 登別市学校薬剤師会	丸 山 博 子
登別市社会福祉協議会	小 杉 博 暉
医療法人三樹園会 登別中央病院	築 田 浩 一
北日本ビルサービス株式会社	中 野 公 仁
有限会社やまひろ	山 本 宏 子
登別市老人クラブ連合会	水無瀬 坦
登別市連合町内会	松 山 惇
旧登別市婦人団体連絡協議会	大 平 定 子

登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過

① 平成20年 4月	① 平成20年度第1回介護保険運営協議会
② 平成20年 5月	② 「高齢者・若年者一般調査」実施 「在宅要介護認定者調査」実施
③ 平成20年 9月	③ 平成20年度第2回介護保険運営協議会 第1回高齢者保健福祉計画検討会議
④ 平成20年11月	④ 平成20年度第3回介護保険運営協議会 第2回高齢者保健福祉計画検討会議
⑤ 平成21年 1月	⑤ 平成20年度第4回介護保険運営協議会 第3回高齢者保健福祉計画検討会議
⑥ 平成21年 2月	⑥ 平成20年度第5回介護保険運営協議会 第4回高齢者保健福祉計画検討会議

登別市社会福祉協議会 平成20年度 市民と進める福祉事業の概要

<p style="text-align: center;">法人運営事業</p>	<p>◆社会福祉協議会の基盤強化</p> <p>市民に期待され信頼される地域福祉活動等の推進を図るため、社協組織や財政及び事務局体制等の基盤強化に取り組むとともに、社会福祉法人としての適切な運営と事業の推進強化を図っています。</p> <p>◇役員・評議員体制～理事20名、監事2名、評議員50名</p> <p>◆会員会費制度推進事業</p> <p>市民総参加による地域福祉活動の推進をめざし、社協活動（登別市地域福祉実践計画「きずな」の推進）に対する市民の理解と参加を求め積極的な活動財源の安定確保に取り組んでいます。</p> <p>◆登別市社協創立50周年記念事業</p> <p>昭和34年1月に本会が創立してから来年度で50周年を迎えるにあたり、50周年の節目に記念事業として取り組むための企画・記念事業を関係者に協力いただき実施します。</p> <p>◆社会福祉基金造成事業の実施</p> <p>地域福祉事業、在宅福祉サービスの拡充と安定した事業継続を図るため、町内会をはじめとする地域関係者の協力により社会福祉基金造成事業を市内3地区で実施しています。</p> <p>◆福祉団体・福祉事業経営者等との意見交換会の実施</p> <p>福祉のまちづくりが全市的な取り組みになるよう、町内会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会等の福祉団体をはじめ福祉事業経営者等と意見交換の場を持ち、お互いの立場と役割を確認し組織的な協働体制の確立をめざし実施しています。</p>
<p style="text-align: center;">地域福祉推進事業</p>	<p>◆きずな推進委員会の運営</p> <p>社協役員・評議員及び地域で活躍する実践者によるきずな推進委員会を設置し登別市地域福祉実践計画「きずな」に基づく、市民主体による福祉のまちづくりを推進しています。</p> <p>◆きずな推進フォーラムの開催</p> <p>市民主体によるきずな推進をめざし、その年のきずな推進状況を市民に報告するとともに、次年度へ向けた推進方策等を市民と共に考えるため、3月最終土曜日に市民を対象に開催しています。</p>

<p>地域福祉推進 事業</p>	<p>◆きずなのまちづくり助成事業 市民のための福祉活動計画である「きずな」の趣旨に沿い、福祉のまちづくりやボランティア活動を積極的に推進する団体を増やすとともに、その団体等が取り組む事業及び活動を支援しています。</p> <p>◆市民主体による小地域座談会の自主的な企画運営の支援 お互いに支え合い助け合うための、知恵や工夫、情報を共有し定期的に集いながら、地域に住む誰もが意見交換できる場づくりをめざし実施しています。</p> <p>◆ふれあい福祉相談事業 福祉相談員を設置し、市民が福祉に関する困りごとや日常生活の悩みごとに対する福祉なんでも相談等を行っています。</p> <p>◆広報啓発事業 社協活動やきずな推進事業等の福祉情報を広く住民に周知するため、広報や情報誌により定期的に情報発信しています。</p> <p>◆小地域ネットワーク事業の推進 町内会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合って行く隣人同士の助け合い活動を推進します。</p> <p>◆小地域ネットワーク研修会・連絡会の開催 実践報告や困難ケースの事例検討、実践者同士の情報交換を図りながら、日々の活動に直結した支え合い活動仕組みづくりの構築をめざし開催しています。</p> <p>◆生活福祉資金貸付業務の一部受託事業 低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とした貸付を行っています。</p> <p>◆日常生活自立支援事業 認知症高齢者等判断能力が不足されている方が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの契約援助や、日常の金銭管理や書類の預かり等について支援しています。</p>
----------------------	--

<p style="text-align: center;">地域福祉推進事業</p>	<p>◆たすけあい金庫（応急援護資金）の貸付事業 低所得者世帯の自立更生と生活助長を図るため、応急援護資金の貸付を行っています。</p> <p>◆歳末見舞金支給事業 市民から寄せられる「歳末たすけあい募金」の配分金を受けて、経済的に支援が必要とされる世帯（者）等に対して、自立支援の一環として歳末見舞金を贈呈しています。</p> <p>◆ふれあい子育てサロン推進事業 居住する地域を拠点に、子育ての当事者等地域住民が子育てを楽しみ、仲間づくりを行う支え合いの活動として「ふれあい・子育てサロン」を推進しています。</p> <p>◆ふれあいフェスティバルの開催 すべての市民が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる「ふれあいと支えあい、心豊かな福祉社会の実現」をめざし開催しています。</p> <p>◆チャリティ市民演芸大会の実施 世代を超えた演芸発表とふれあい交流を通し、「たすけあいの心」の高揚を図りながら、ともに支え合う福祉のまちづくりの実現をめざし、町内会をはじめとする地域関係者の協力により市内3地区で実施し、その益金を地域福祉活動の推進に充てています。</p> <p>◆登別市民生委員児童委員協議会事務局の受託 社協・民協が福祉の両輪として地域福祉を推進するために、民生委員児童委員活動の運営・連絡調整並びに活動強化を図っています。</p> <p>◆地域の防災力を高める研修会モデル事業 地域の防災力を高めるため、モデル地区を指定し、高齢者や障がい者等災害弱者の視点に立ち、地域が主体となった防災訓練モデル事業を実施しています。</p>
<p style="text-align: center;">ボランティアセンター事業</p>	<p>◆ボランティア体験プログラムの実施 自分にあった活動を見つれたり、福祉問題にふれながら誰もが気軽にボランティア体験できる幅広いプログラムを関係機関の協力のもと充実を図り、新規開発を行いながら実施しています。</p>

<p>ボランティア センター事業</p>	<p>◆市民のための福祉を学ぶ研修会の開催 生活に密着した福祉に関することを、関係機関と協働でプログラム開発し、市民へ福祉について学ぶ場を提供しています。</p> <p>◆実践者のための福祉活動を高める研修会 ボランティアグループや企業、サークルをはじめとする各種団体の福祉のまちづくり活動の推進強化を図るため、会員のスキルアップやグループ運営の活性化を図るための研修会を開催しています。</p> <p>◆福祉共育推進事業（出前福祉講座） 人との関わりやふれあいから豊かな福祉の学びを提供するために、地域やボランティア団体などに協力を呼びかけ、学校と協働しながら総合的な学習等の企画立案の支援を図っています。</p> <p>◆ボランティアグループ・NPO・ボランティアアドバイザーの活動支援 ボランティア活動者やボランティア団体等に対する相談体制を強化し活動支援を行っています。（福祉活動室の利用、印刷機の貸与などを含む）</p> <p>◆ボランティア代表者会議の開催 ボランティア団体、福祉施設等関係者により、ボランティア活動のネットワークを図るため、ボランティア代表者会議を開催しています。</p> <p>◆ボランティアコーディネーターの配置とセンター機能強化 ボランティアコーディネーターを配置し、市民のボランティアに対する理解と関心を深め、広域的にボランティアの育成・支援等を行ないながら、ボランティア相互の連携を密にして、ボランティア活動を通じた地域福祉の推進に効率的な活用を図っています。</p> <p>◆活動者のための地域活動拠点（中学校区）の整備 ボランティア活動の普及・啓発を図るため、市民が気軽に集える場として地域型ボランティアセンターを開設しています。</p> <p>◆ボランティア活動調整需給調整の実施 ボランティア活動をしたい人、ボランティアを必要とする人からの相談に応じるとともに、活動したい人と必要とする人との仲立ちをしています。</p>
--------------------------	--

在宅福祉事業	<p>◆高齢者支援きずなづくり事業 高齢者の安心した老後生活を支援するため、地域住民と行政、地域包括支援センター等、専門機関と連携を図り「運営委員会」を設置し高齢者支援のネットワークの構築を進めています。</p> <p>◆サロンサポーターの養成 高齢者支援に関わる知識を学んだ人材でふれあい・いきいきサロンの運営を主体的に行うための人材養成を進めています。</p> <p>◆ふれあい・いきいきサロンの推進 地域で生活している高齢者等の利用者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがづくり、仲間づくりの輪を広げる「ふれあい・いきいきサロン」づくりを推進しています。</p> <p>◆人材バンク・派遣事業福祉用品貸出事業 有効な福祉活動とするため高齢者の生活に役立つ情報を提供できる専門家の派遣やレク用具等の貸出を行うため実施しています。</p> <p>◆福祉車両貸出事業 高齢者や障がい者等、自力での外出が困難な状況にある方を対象に、車椅子での乗降が可能な福祉車両を貸出し、日常生活での支援や社会参加の促進を図っています。</p> <p>◆福祉用具貸与事業 介護保険等の公的制度に該当しない方や、旅行や外泊等一時的に福祉用具が必要な方を対象に福祉用具の貸出を行っています。</p> <p>◆自立支援促進事業 録音図書貸出サービス・スパヘルパー養成研修事業等の支援をはじめ、自立支援促進に関する事業等の支援を行っています。</p> <p>◆障がい者のための健康づくりや体力維持の場づくり 障がい者のための健康づくりや体力維持の場づくり、仲間づくりとしてのサロン活動の立ち上げと運営等の支援を行っています。</p> <p>◆ふれあい会食会事業 単位町内会を基本に、地域で見守りが必要なお年寄り等を孤立させることなく地域住民とふれあい交流する機会を設けるため手づくりのふれあい会食会を実施しています。</p>
--------	---

<p>在宅福祉事業</p>	<p>◆配食サービス事業</p> <p>調理や買い物が困難な要介護高齢者や障害者等に対し、栄養バランスの取れた温かい夕食を届けるとともに、定期的な安否確認や見守り、日常生活の困りごとの解決等、安心した日常生活を支援します。高血圧や糖尿病等の治療食も対応しています。</p> <p>□配達区域：市内全域</p> <p>□提供内容：夕食の配食／月曜日から土曜（年末年始は除く）</p> <p>□料 金：普通食650円・治療食700円</p>
<p>介護保険事業</p>	<p>◆通所介護事業並びに介護予防通所介護事業</p> <p>要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持回復を図るための機能訓練や、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、適切な「指定通所介護」及び「指定介護予防通所介護」を提供しています。</p>
<p>地域活動支援センター事業</p>	<p>◆地域活動支援センター事業（市受託事業）</p> <p>日常生活で自立していて、雇用・就労が困難な障がい者を対象に自らが社会への参加と交流を広げるため、創作的活動または社会適応訓練等を行う機会と場所を提供するために実施しています。</p> <p>□営業日：月曜日から金曜日（年末年始・祝日は休業）</p> <p>□サービスメニューは、送迎、食事、入浴サービス（一般浴）、機能訓練、社会適応訓練、創作的活動等</p>
<p>公益事業</p>	<p>◆居宅介護事業</p> <p>要介護者等が適切に介護サービスを利用できるように、心身の状況や置かれている環境、本人や家族等の希望を踏まえたケアプラン（介護サービス計画書）の作成等在宅生活の支援を行っています。</p> <p>◆ファミリーサポートセンター事業（市受託事業）</p> <p>地域において、育児等子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う相互援助事業を実施しています。</p>

平成20年度 主なボランティア活動団体一覧 (平成20年9月末日現在)

	団体・グループ名等	会員数	主な活動内容
1	布の絵本ボランティアの会	19	◆布の絵本、遊具の制作・配布
2	在宅福祉ボランティア とわの会	23	◆デイサービス運営協力 ◆在宅介護者との交流会 ◆介護技術研修 ◆先進地視察研修
3	登別手話の会	17	◆手話技術向上の研修会 ◆手話講習会の開催 ◆各種行事での手話通訳 ◆聾唖運動への啓蒙活動
4	登別朗読ボランティアの会	26	◆点字図書室運営協力 ◆視力障がい者への朗読協力 ◆録音図書の作成 ◆視力障害者協会行事協力
5	登別市点訳赤十字奉仕団	20	◆点字図書室運営協力 ◆視力障がい者への点訳協力 ◆点字講習会の開催 ◆視力障害者協会行事協力
6	ボランティア花つなの会	13	◆託児・あて布作り ◆使用済み切手回収、整理 ◆各種行事への参加と協力
7	ハンズ・メイト	10	◆在宅において不自由な生活を送る方の衣類のリフォーム
8	登別ブラインドボランティアの会	8	◆視力障害者協会の事業支援と視力障がい者のガイドヘルプ ◆社協・各種ボランティア行事への協力
9	特定非営利活動法人 いぶりたすけ愛	811	◆在宅介護支援体制に関すること、たすけあい活動 ◆介護問題に対する啓蒙
10	登別市郷土資料館ボランティアグループ S・I・G	23	◆体験学習の準備、指導、協力 ◆資料館資料の整備、補修 ◆市内各種行事の参加奉仕
11	登別大谷高等学校 インターアクトクラブ	4	◆リサイクル活動 ◆福祉行事協力等 ◆校内外清掃
12	自然愛好グループ ヨシキリの会	49	◆幌別川の野鳥定点観察 ◆自然観察 ◆講演会 ◆ネイチャーゲーム
13	登別市観光ボランティアガイド会	46	◆登別温泉、地獄谷周辺の観光ガイド
14	ボランティアクラブ ふれあい	21	◆買物、行事等の手伝い(福祉施設) ◆清拭布作り
15	おはなしクレヨン	6	◆おはなし勉強会 ◆長期入院児童訪問活動 ◆読み聞かせ活動 ◆各種ボランティア協力
16	おはなしりぼん	14	◆おはなし勉強会 ◆読み聞かせ活動 ◆図書ボランティア協力
17	登別市ぼけ老人を支える家族の会	10	◆研修会の開催 ◆会報の発行(年2回) ◆会員の拡大と地域の啓蒙
18	バリアフリーネットワーク つばさの会	48	◆福祉のまちづくり活動(公園、公共施設などのバリアフ リー化) ◆障がい者との交流
19	登別市婦人短期大学同窓会 「スタディ」	32	◆社会福祉事業の参加協力 ◆社会教育の参加協力 ◆同窓生、会員の講習会の開催
20	パソコンボランティアプラザ登別	21	◆パソコンのサポートを通じ、障がい者の情報バリアフリー の支援 ◆障がい者の自宅パソコン設定及び操作指導等
21	キウシト湿原の会	46	◆キウシト湿原の保存と活用をめざして、市の保全計画に協 力しつつ活動

第12章 資料

	団体・グループ名等	会員数	主な活動内容
22	NPO法人 モモンガくらぶ	121	◆自然体験活動の提供と支援
23	子育てサロン どんぐりコロコロ	14	◆ふれあい子育てサロンの普及啓蒙 ◆子育てサロン ワン・ツー・ぱ〜くの運営
24	子育てサロン ワン・ツー・ぱ〜く	8	◆ふれあい子育てサロンの普及啓蒙 ◆子育てサロン どんぐり・コロコロの運営
25	子育てサロン ペんぎんくらぶ	10	◆ふれあい子育てサロンの普及啓蒙 ◆子育てサロン ペんぎんくらぶの運営
26	登別更生保護女性会	54	◆犯罪非行防止・更生援助 ◆各種福祉行事協力 ◆福祉教育活動協力
27	日赤奉仕団片倉分団	56	◆災害時の炊出し活動 ◆地域への清掃奉仕活動 ◆鉱山研修センターへの清掃奉仕活動
28	登別市食生活改善推進員協議会	44	◆各地区栄養教室や男性料理教室の活動等
29	登別視力障害者協会	7	◆ボランティア研修会の講師協力 ◆養護老人ホーム「チボリの森」へのマッサージ訪問活動
30	登別市老人クラブ連合会 女性部	29	◆友愛電話サービス ◆老人福祉施設訪問活動 ◆共同募金運動協力
31	日本ボーイスカウト登別第1団	54	◆赤い羽根共同募金への街頭募金 ◆各種ボランティア行事への参加、協力
32	はまわしの会	48	◆地域への清掃奉仕活動 ◆地域の美化活動
33	富士建設(株)災害防止協議会 ボランティア部会	67	◆地域への清掃奉仕活動 ◆地域の美化活動
34	のぼりべつ飛炎乱舞	174	◆地域、施設等への訪問活動
35	湯乃華太鼓	8	◆地域、施設等への訪問活動
36	NPO法人 ゆめみ〜る ※会員数は平成21年1月末日現在	35	◆子育てサロン（フレンド） ◆地域食堂 ◆いきいきサロン（てつなん） ◆朝市

【用語の説明】

《か行》

○介護認定審査会

要介護審査判定業務を行うため、市町村に設置される機関であり、委員は、要介護者等の保健、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命します。

○介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいいます。

○介護療養型医療施設

療養型病床群等を有する病院または診療所であって、当該療養型病床群等に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいいます。

当市には、登別中央病院（90床）、皆川病院（30床）があります。

○介護老人福祉施設

特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいいます。

当市には、特別養護老人ホーム緑風園（100床）があります。

○介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいいます。

当市には、介護老人保健施設グリーンコート三愛（100床）があります。

○居住費

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に徴収される費用の一つ。内訳は、施設利用代及び光熱水費に相当する費用。所得によって入所者の負

担金は異なります。

○居宅介護支援事業者

ケアプランの作成や各種連絡調整・手続きを担う、都道府県から指定を受けた事業者です。ケアマネジャーが勤務しています。

○居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養型管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び福祉用具貸与をいいます。

○居宅療養管理指導

居宅要介護者等について、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他の厚生労働省令に定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいいます。

○ケアプラン

要介護者・要支援者の心身の状況、その置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものです。ケアプランはサービスを受ける前に作成します。ケアプランはケアマネジャーに作成を依頼することができます。

○ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者やご家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成したり、各種連絡調整や手続きを行う専門職です。

○健康教育

医師、歯科医師、保健師、栄養士等を講師とし、健康に関する正しい知識の普及をするもので生活習慣病予防や健康増進を目的に行います。

○健康相談

心身の健康についての個別の相談に応じて必要な指導や助言を行うもので、健康に関する全般的な事項についての総合健康相談と生活習慣病の予防・改善を目的とした重点健康相談があります。

○高額介護サービス費

介護保険でサービスを利用された方の 1 か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から支払い戻される制度です。限度額は所得によって三段階に区分されています。なお施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

○高齢者

65 歳以上の人。

○後期高齢者

高齢者を 65 歳以上とした場合、65 歳から 100 歳以上の人までの広い年齢層を単一的に把握することになると、その中で社会的活動や健康度に差異が出てくるため、高齢者の中を、65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者と区分しています。

○高齢化率

高齢者の人口比率であり、65 歳以上の人口を総人口で除した比率で表します。

○高齢化社会・高齢社会・少子高齢化

高齢者の人口比率（＝高齢化率）が 7% 以上 14% 未満で高齢化しつつある社会を高齢化社会といいます。

また、高齢者の人口比率が 14% 以上の高い水準に達している社会を高齢社会といいます。

少子高齢化とは、出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子どもの割合が減り、高齢者の割合が高まることをいいます。

《さ行》

○施設サービス

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養型施設サービスをいいます。

○指定事業者

都道府県知事の指定を受けている介護サービス事業者のこと（地域密着型サービスの場合は市町村長による指定）。介護保険では 1 割負担でサービスを受けることができますが、この「指定」を受けている事業者が対照となります。

《た行》

○短期入所生活介護（ショートステイ）

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人短期入所施設に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。

○短期入所療養介護（ショートステイ）

居宅要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことをいいます。

○地域支援事業

できるだけ地域住民が要介護・要支援とならないように、要介護・要支援となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市町村が主体となって支援する事業のことをいいます。事業実施の拠点は「地域包括支援センター」です。

○地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成 18 年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護事業」「総合相談支援事業」「包括的・継続的ケアマネジメント事業」などを行うものです。

当市には、日常生活圏域ごとに、ふれあい登別、ゆのか、けいあいの 3 地域包括支援センターがあります。

○地域密着型サービス

要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援するサービスの体系。在宅サービスの中に 5 つ、施設サービスの中に 1 つ新設されました。地域密着型サービスは、原則として、住んでいる市町村内にあるサービスだけを利用することとしています。

（在宅）

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護

- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
(施設)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○通所介護（デイサービス）

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものならびに機能訓練を行うことをいいます。

○通所リハビリテーション（デイケア）

居宅要介護者等について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことをいいます。

○特定高齢者

要支援・要介護になるおそれのある高齢者のこと。毎年健診とあわせて実施される生活機能評価で、“要支援・要介護になるおそれがある”と認められれば「特定高齢者」となります。また、要介護認定で「非該当」（自立）という結果であった方は生活機能評価を受けることとなっており、ここで“要支援・要介護になるおそれがある”と認められれば「特定高齢者」となります。本人や家族が地域包括支援センター等に相談して、生活機能評価を受けることもできます。

特定高齢者と認められれば、市町村の「介護予防プログラム」を受けることができます。

○特定施設入居者生活介護

有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に入居している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

当市には、介護付有料老人ホームセ・ジュネス（定員50人）があります。

《な行》

○日常生活圏域

市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことをいいます。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護者であって認知症の状態にある者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。

当市には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）4施設（定員72人）があります。

《は行》

○福祉用具貸与

居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与をいいます。

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護者または要支援者であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む）において介護を受ける者について、その者の居宅において介護福祉士その他厚生労働省令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいいます。

○訪問看護

居宅要介護者等について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話または必要な診療の補助をいいます。

○訪問入浴介護

居宅要介護者等について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいいます。

○訪問リハビリテーション

居宅要介護者等について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいいます。

《や行》

○要介護者

次のいずれかに該当する者をいいます。

1. 要介護状態である65歳以上の者
2. 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病によって生じたものであるもの

○要介護状態

身体上または精神上的の障害あるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものをいいます。

○要介護状態となるおそれのある状態

身体上または精神上的の障害があるために、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいいます。

○要介護認定

介護保険によるサービスを希望する被保険者に対し、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかを判定するものです。

○要支援者

次のいずれかに該当する者をいいます。

1. 要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者
2. 要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるもの